

建築物の基準適合義務に関する変更点

バリアフリー新法の公布・施行に伴い、建築物の基準適合義務について、旧ハートビル法時と比較して、以下のような基準の強化等を行うこととする。

1) 対象施設の追加

① 特別特定建築物への「公共用歩廊」の追加【施行令第5条関係】

新たに「公共用歩廊」を特別特定建築物に位置付け、より一体的・連続的な移動等円滑化の促進を図る。

② 建築物特定施設への「ホテル又は旅館の客室」の追加【施行令第6条関係】

本年1月に発覚した系列ホテルグループの不正改造問題を受け、建築物特定施設として新たに「ホテル又は旅館の客室」を位置付け、一定のホテル又は旅館に対して車いす使用者用客室の設置を義務付ける（客室が50以上の場合には一以上の車いす使用者用客室を設けること）。→建築物移動等円滑化誘導基準からの格上げ事項

〈参考〉建築物移動等円滑化基準への「案内設備等」の追加【施行令第20条関係】

高齢者、障害者等が当該建築物を円滑に利用するために必要な設備（エレベーターその他の昇降機、車いす使用者用駐車施設等）の配置等を案内するための設備又は案内所（＝案内設備等）の設置を義務付ける。

2) 基準の強化

① 公衆便所の義務付け面積の引き下げ【施行令第9条関係】

実態に合わせ、「公衆便所」について、基準適合義務の対象となる床面積の規模を、「2,000㎡以上」から「50㎡以上」に引き下げる。

3) その他の移動等円滑化基準との整合（主に旧交通バリアフリー法との整合）

新たな1つの法体系となったことを踏まえ、可能な限り、基準の整合を図る。

○ エレベーターの幅・奥行きに関する規定の整合【施行令第18条関係】

○ 移動等円滑化のための主要な設備に関する標識の設置（ピクトグラム統一化）【施行令第19条関係】

○ 便所への水洗器具の設置（オストメイト対応）【施行令第14条関係】

○ 男子小便所に対する基準の合理化（低リップ壁掛式小便器を例示として追加）【施行令第14条関係】